



自然災害と地震は総合共済



火災／総合

NOSAIの建物共済



加入のしおり・約款



目次 CONTENTS

NOSAIの特長	1～2	加入目安額、特約付きの加入のおすすめ	9～10
総合共済	3～4	費用共済金、告知・通知事項	11
火災共済	5～6	災害が発生したときは、お支払できない事故	12
建物共済の引受(ご加入)について	7	約款	13～22
建物の構造	8	重要事項説明書	裏面

建物は1棟ごとの契約です。内容をもう一度よくご確認のうえ、お申込みください。

充実した補償で安心をお届け



NOSAIの建物共済

NOSAIの特長

積み立てなしの
スリムな**1年掛け**

建物ごとに
補償を選択

収納農機具も
補償可能

火災共済と
総合共済の2種類



自然災害・地震には“総合共済”

● 総合共済は、自然災害による損害を補償。

西日本豪雨では、数多くの家屋が浸水、土砂崩れ等の大きな被害を受けました。

また、例年ない規模の自然災害により屋根・瓦の損害やそれに伴う室内の漏れ損が多発しました。

さらに、大地震の発生も危惧されています。

火災共済では、自然災害・地震は補償されません。

自然災害・地震の備えに、総合共済をご検討ください。



すべての建物に“建物共済”

● 火を使わない納屋や倉庫にも火災の危険性。

母屋から類焼するケース、納屋や倉庫を火元とする火災も多く発生しています。

また、火災の後片付けには、高額な費用が必要になる場合もあります。

加入額は棟ごとに決めることができ、木造の納屋・倉庫では100万円の補償で年間掛金860円です。

未加入建物が無いか、ご加入の建物をこの機会に再確認してみてください。



家財・収納農機具にも“建物共済”

● 「建物」だけのご加入では「家財」「収納農機具」は補償されません。

万が一の災害で失った家財を一度に全て買い揃えるとなると、思った以上に高額になります。

また、農機具を収納している納屋や倉庫が全焼し、農機具が全て焼失したとき、その後の農業経営に大きな影響を及ぼします。

「建物」と合わせて「家財」「農機具」のご加入もおすすめします。



総合共済

(家財等を含め) 1棟 4,000万円まで加入できます。

総合共済の対象となる災害

① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 外部からの物体の落下・飛来・衝突または建物内部での車両の衝突



⑤ 水ぬれ



※水道管の凍結破損のみで水ぬれ損害が生じていない場合は、水道管凍結修理費用共済金の支払い対象となる可能性がございます。(p.11参照)

⑥ 盗難によって生じたき損・汚損



⑦ 騒乱・集団行動



⑧ 消火活動による損害



⑨ 台風等の風水害



住宅の欠陥及び経年変化による雨漏り等は対象外です。

⑩ 雪害



瓦の凍み割れ等の凍結被害は対象外です。

⑪ 土砂崩れ・地すべり

⑫ 地震・噴火・津波
(契約額の50%限度)

《損害共済金の計算方法》

もしも自然災害(水害)による
損害を受けたら
(木造住宅・再取得価額3,000万円)

$$\text{損害共済金} = \left(\text{損害額} - \frac{\text{再取得価額の5\%}}{\text{再取得価額} \text{または} 10,000\text{円の} \text{いずれか低い額}} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$$

共済金額(加入金額)
(共済掛金)

事故例(建物の場合)

損害共済金の計算例

損害共済金



3,000万円
(89,400円)

大雨等による水害

損害額
500万円

※建物本体や設備に直接被害が発生していない浸水は対象外です。



損害額
 $(500\text{万円} - 1\text{万円}) \times \frac{3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} = 499\text{万円}$



1,000万円
(29,400円)

損害額
 $(500\text{万円} - 1\text{万円}) \times \frac{1,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} = 166\text{万円}$

499万円

166万円

もしも自然災害(地震)による
損害を受けたら
(木造住宅・再取得価額3,000万円)

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{共済価額}}$$

共済金額(加入金額)
(共済掛金)

事故例(建物の場合)

損害共済金の計算例

損害共済金



3,000万円
(89,400円)

地震により全壊

損害額
3,000万円



損害額
 $3,000\text{万円} \times \frac{3,000\text{万円} \times 50\%}{3,000\text{万円}} = 1,500\text{万円}$



1,500万円
(44,700円)

損害額
 $3,000\text{万円} \times \frac{1,500\text{万円} \times 50\%}{3,000\text{万円}} = 750\text{万円}$

1,500万円

750万円

※地震等による建物の損害割合が、建物の再取得価額の5%以上の時に支払われます。

※家財及び収納農機具は地震等による損害割合が、70%以上の時に支払われます。

共済掛金表（1年間）

特約無し（共済金額1,000万円当たり）

構造	用途		
	普通物件 ・住宅・納屋・土蔵・畜舎・農作業場 ・倉庫・集会場（330m ² 未満）	特殊一般物件 ・販売店舗・併用住宅・事務所・神社 ・寺院・集会場（普通物件以外）	特殊割増物件 ・料理店・飲食店・販売店舗（330m ² 以上） ・木材加工・工場（火気施用や危険物収）
一般造	29,800円	35,400円	49,900円
耐火造B	26,900円	29,000円	35,100円
耐火造A	25,200円	25,500円	27,000円

臨時費用担保特約付き（共済金額1,000万円当たり）

構造	給付割合	用途		
		普通物件	特殊一般物件	特殊割増物件
一般造	10%	32,300円	38,500円	54,700円
	20%	33,200円	39,700円	56,500円
	30%	33,800円	40,500円	57,700円
耐火造B	10%	29,200円	31,500円	38,300円
	20%	29,900円	32,400円	39,400円
	30%	30,400円	32,900円	40,100円
耐火造A	10%	27,200円	27,500円	29,300円
	20%	28,000円	28,200円	30,000円
	30%	28,400円	28,700円	30,500円

小損害実損填補特約

総合共済 の場合は、3,530円を加算します。

※小損害実損填補特約の付帯案件については、p.10の「小損害実損填補特約」をご確認ください。

※**臨時費用担保特約+小損害実損填補特約** の場合の掛金については、NOSAIまでお問合せください。



加入割合により共済金を算定します。加入割合が低いと、十分な共済金を受け取ることができません。

重要 加入割合

$$\text{加入割合} = \frac{\text{共済金額 (ご加入金額)}}{\text{再取得価額 (建物等評価額) } \ast}$$

※再取得価額とは、建物・家財・農機具
それぞれの評価額です。
詳しくはp.9加入目安額をご確認ください。

NOSAIの特長

総合共済

火災共済

建物共済の引受
(ご加入)について

建物の構造

加入目安額、
特約付きの加入のおすすめ

費用共済金、
告知・通知事項

災害が発生したときは、
お支払できない事故

火災共済

(家財等を含め) 1棟 6,000万円 まで加入できます。

※建物・家財・農機具それぞれの再取得価額が限度です。

火災共済の対象となる災害

1 火災

地震による火災は火災共済ではお支払いできません

2 落雷**3 破裂・爆発****4 外部からの物体の落下・飛来・衝突または建物内部での車両の衝突**

「車両の飛び込み」等(自然災害を除きます)

5 水ぬれ給排水設備に生じた事故等による水ぬれ(蛇口の詰まり忘れ、老朽化などは対象外)
※水道管の凍結破損のみで水ぬれ損害が生じていない場合は、水道管凍結修理費用共済金の支払い対象となる可能性がございます。(p.11参照)**6 盗難によって生じたき損・汚損**

盗難品の損害は除きます

7 騒乱・集団行動

集団行動による破壊行為などによる損害

8 消火活動による損害**自然災害による被害は火災共済では対象外です。****9 台風等の風水害****10 雪害****11 土砂崩れ・地すべり****12 地震・噴火・津波
(契約額の50%限度)****《損害共済金の計算方法》****もしも火災事故による損害を受けたら (木造住宅・再取得価額 3,000 万円)****損害共済金**

【共済金額が限度】

$$\text{損害共済金} = \frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$$

3,000万円
(25,800円)

事故例(建物の場合)

火災で部分焼

1,200万円
(10,320円)

損害共済金の計算例

損害額 100万円
再取得価額の 80%以上の加入金額のときは損害額 = 損害共済金となります。損害額 100万円 × 1,200万円
3,000万円 × 80%
再取得価額×80%

損害共済金

100万円

50万円

※全焼の場合は、この限りではありません。

共済掛金表（1年間）

NOSAIの特長

特約無し（共済金額1,000万円当たり）

総合共済

火災共済

構造	用途		
	普通物件	特殊一般物件	特殊割増物件
・住宅・納屋・土蔵・畜舎・農作業場 ・倉庫・集会場（330m ² 未満）など	・販売店舗・併用住宅・事務所・神社 ・寺院・集会場（普通物件以外）など	・料理店・飲食店・販売店舗（330m ² 以上） ・木材加工・工場（火気施用や危険物収）	
一般造	8,600円	15,900円	34,900円
耐火造B	4,900円	7,700円	15,700円
耐火造A	2,700円	3,100円	5,100円

臨時費用担保特約付き（共済金額1,000万円当たり）

建物共済の引受
(ご加入)について

建物の構造

加入目安額、
特約付きの加入のおすすめ

費用共済金、
告知・通知事項

構造	給付割合	用途		
		普通物件	特殊一般物件	特殊割増物件
一般造	10%	9,300円	17,100円	37,600円
	20%	9,800円	18,100円	39,800円
	30%	10,200円	18,800円	40,800円
耐火造B	10%	5,300円	8,300円	16,900円
	20%	5,600円	8,800円	17,900円
	30%	5,800円	8,900円	18,200円
耐火造A	10%	2,900円	3,300円	5,500円
	20%	3,000円	3,500円	5,800円
	30%	3,100円	3,600円	5,900円

小損害実損填補特約

火災共済 の場合は、1,000円を加算します。

※**臨時費用担保特約+小損害実損填補特約** の場合の掛金については、
NOSAIまでお問合せください。



加入割合により共済金を算定します。加入割合が低いと、十分な共済金を受け取ることができません。

重要

加入割合 とは = $\frac{\text{共済金額(ご加入金額)}}{\text{再取得価額(建物等評価額)}} \times 100\%$

※再取得価額とは、建物・家財・農機具
それぞれの評価額です。
詳しくはp.9加入目安額をご確認ください。

失火の責任に関する法律

国の法律では、軽過失によって失火して他人に損害を与えても損害賠償をしなくてもよいことになっています（失火の責任に関する法律）。そのため、類焼で被害を受けても火元に賠償請求することはできませんので、自分の財産は自分自身で十分な契約をして守ることが必要です。



！
ご存知ですか？

災害が発生したときは、
お支払できない事故

建物共済の引受（ご加入）について

①共済の対象（1棟ごとのご契約です）

建物

- 建物は基礎を含んでの契約です。
- 門垣塀、カーポート、その他の工作物は申し出により加入できます。
- 太陽光発電設備（ソーラーパネル）について下記ポイントを参考下さい。

※家財または農機具だけの加入はできません。それらを収容する建物部分に加入していただく必要があります。



家財

- 家具・電化製品・衣類・寝具などの生活に必要な用具のことです。
- ※貴金属・宝石・書画・骨董品などで1点30万円を超えるものは含まれません。



農機具

- 加入建物に収容された大型農機具・小農機具を含めたものです。
- ※建物に収容された状態で事故に遭われた場合のみ支払対象です。



②建物と家財の補償範囲

建物で補償されるもの

建物本体のほか、エアコン、ボイラー、分電盤など建物に付属されている設備



家財で補償されるもの

テレビ、電話機、パソコン、タンス・衣類などの生活用品で移動可能なもの



③補償できないもの

空家、建築中の建物、遊興施設、共同アンテナ、敷地外のアンテナ及びポンプ、現金、集会所・神社等公共建物の什器、営業用什器備品・商品



太陽光発電設備の引受(ご加入)について

建物の屋根にソーラーパネルを直接設置している場合は、特別にお申し出がない限り、設置建物に必ず含めてのご加入となります。よってソーラーパネルが設置してある建物については、「建物の再取得価額+ソーラーパネルの価額」^{注)}が加入目安額となります。^{注)}再取得価額は加入割合に関わるものですので、p.3、p.5の共済金計算方法およびp.9と併せてご確認ください。

一方、地面に設置してある場合は、加入建物と同一敷地内であり、かつ加入建物において発電した電気が使用されていればご加入いただけます。

※加入可能な設置形態であっても、電力規模が100kwを超える場合は加入不可となります。



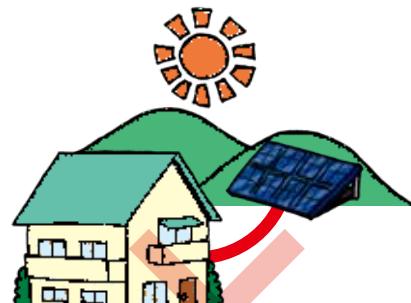
直接設置の場合は原則、
設置建物に含めて加入

※申し出により含まないこともあります。



同一敷地内に設置の場合
加入建物で電気を使っていれば
加入可能

売電のみの設置は加入不可



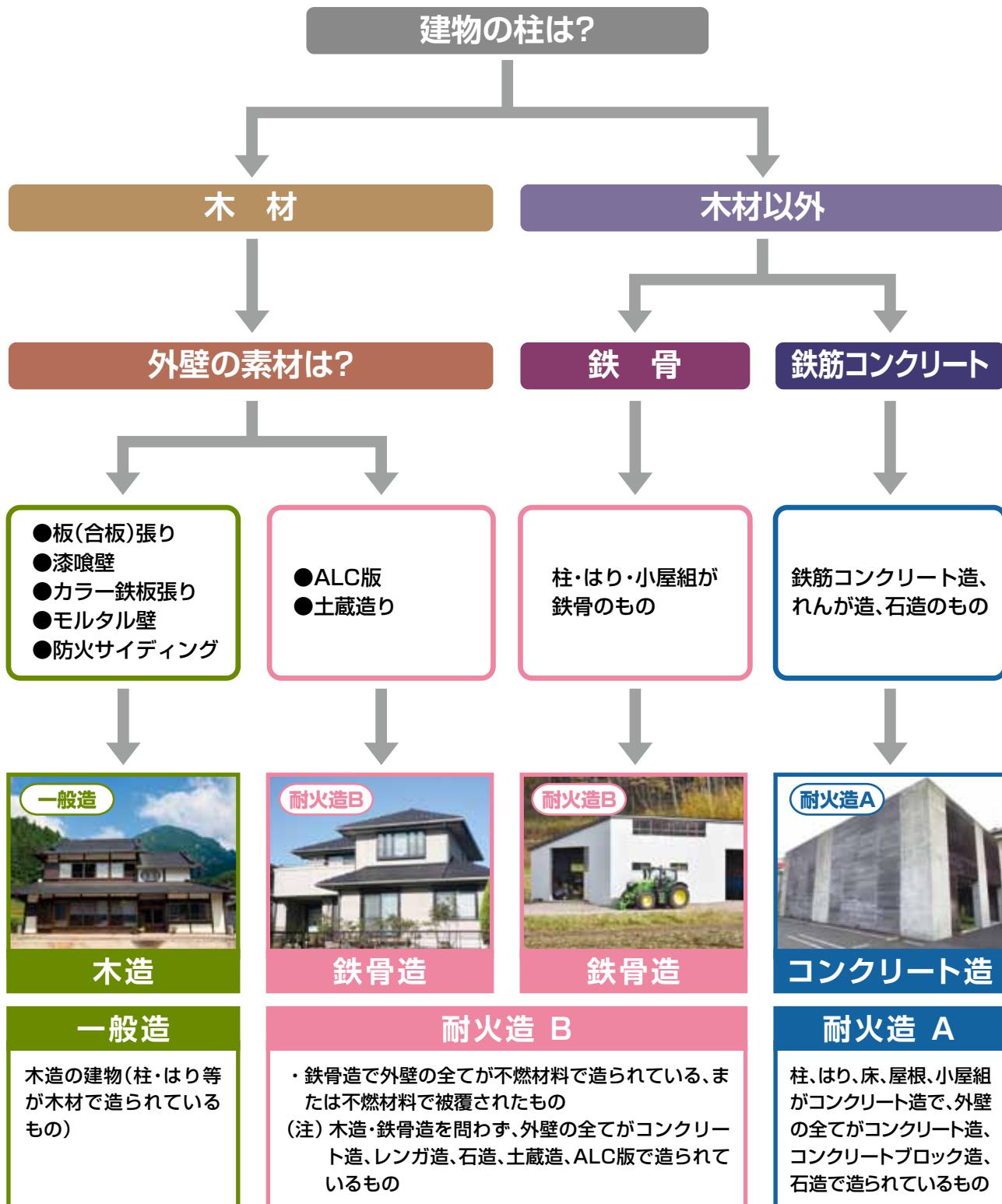
加入不可

敷地外の設置ではご加入できません。

ソーラーパネルはその設置形態が多種多様です。より詳しい取り扱いについては、お近くのNOSAIまでお尋ねください。

建物の構造

建物共済では、火災等の危険度によって構造を「一般造」「耐火造B」「耐火造A」の3つの区分に分けています（下図）。



ALC版とは

軽量気泡コンクリート版ともいいます。
商品名には「パワーボード」「ヘーベル」
などがあります。

再取得価額でご加入を！

再取得価額が加入限度額です。
※再取得価額(建物等評価額)とは、同等のものを新たに建築ある
いは購入するのに必要な金額をいいます。

加入目安額

1 建物加入の目安 住宅以外の建物にもご加入を

建物単位当たり 新築価額の目安	用途	住宅	納屋	住宅兼納屋	土蔵	倉庫	農作業場	車庫	併用住宅
	1m ² 当たり	18万円	8万円	12万円	21万円	6万円	8万円	6万円	15万円
	1坪当たり	60万円	27万円	40万円	70万円	20万円	27万円	20万円	50万円

(注) 建物の用途別の標準的な新築価額です。材料や造りなどで価額は変動しますので、実勢価額を参考にご判断ください。

【建物再取得価額】

$$\boxed{\text{ }} \text{m}^2 \times \boxed{\text{ }} \text{万円} = \boxed{\text{ }} \text{万円}$$

(建物延m²数または坪数) (m²または坪当たり標準価額)

※延m²数とは、1階、2階を合わせた面積です。

2 家財の加入の目安 収納している棟ごとにご加入を

建物と同様に再取得価額（同等のものを新しく購入するのに必要な金額）までご加入できます。

算出にあたっては下記簡易評価表を参考にします。

※なお、居住人数等によっては再取得価額が変動するので、見直しが必要です。

上:世帯人数 下:大人人数	単身		2人		3人		
	一	1人	2人	1人	2人	3人	
住宅坪数(面積)							
20坪(66m ²)未満	860万円	930万円	1,030万円	960万円	1,060万円	1,310万円	
20~40坪(132m ²)未満	920万円	990万円	1,230万円	1,080万円	1,250万円	1,490万円	
40~70坪(231m ²)未満	1,120万円	1,190万円	1,340万円	1,260万円	1,410万円	1,730万円	
70坪(231m ²)以上	1,340万円	1,410万円	1,590万円	1,470万円	1,660万円	1,940万円	

上:世帯人数 下:大人人数	4人				5人			
	1人	2人	3人	4人	~2人	3人	4人	5人
住宅坪数(面積)								
20坪(66m ²)未満	1,070万円	1,100万円	1,460万円	1,590万円	1,170万円	1,500万円	1,700万円	1,870万円
20~40坪(132m ²)未満	1,130万円	1,270万円	1,600万円	1,830万円	1,360万円	1,740万円	1,940万円	2,080万円
40~70坪(231m ²)未満	1,330万円	1,480万円	1,840万円	2,020万円	1,550万円	1,940万円	2,160万円	2,370万円
70坪(231m ²)以上	1,540万円	1,730万円	2,040万円	2,220万円	1,790万円	2,150万円	2,330万円	2,560万円

※大人とは、18歳以上の世帯員です。ただし、学生については除きます。

※大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算します。

例えば… 住宅延面積150m² 世帯主夫婦、子供1人(19歳、大学生)の3人家族だと
⇒ 加入目安額は**1,410万円**

*家財を収納している建物が複数ある場合は、合計した延面積で算出した加入目安額に対してその棟の家財収納割合を乗じて、棟ごとの目安額を算出します。



農機具の加入目安額については、NOSAIまでお問い合わせください。

Q&A よくあるご質問

Q. 2つ以上の保険に再取得価額を超えて加入していた場合、どうなりますか?

A. 共済や保険では、建物の価値や損害額以上の補償はできないルールがありますので、そのルールに基づいて、再建築・再取得価額以上の加入の場合は、それぞれの会社が分担して建物の価額や損害額の合計金額を支払います。

例 再取得価額 3,000万円の建物が全焼の場合

	【加入額】	【共済金】
NOSAI	2,000万円	1,500万円
A保険	2,000万円	1,500万円
合計	4,000万円	3,000万円

特約付きの加入のおすすめ

臨時費用担保特約（地震・噴火・津波を除く）

火災
共済

総合
共済

①共済金が10~30%アップします！

損害に伴う臨時の費用として、すべての事故に損害共済金の10~30%(1棟250万円限度)をプラスしてお支払いします。

？ 損害に伴う臨時の費用とは？

例えば、仮住まい費用・住宅移転費用など…

○加入建物に火災(一部損)が発生し、損害共済金が100万円の時の支払例

◎特約の給付割合30%を選択していたら…

損害共済金
100万円



臨時費用
30万円



支払共済金の合計
130万円

②死亡または後遺障害費用もプラス

共済事故で死亡・後遺障害が発生した場合、加入金額の30%(1事故1名につき200万円限度)をお支払いします。

小損害実損墳補特約（地震・噴火・津波を除く）

火災
共済

総合
共済

建物・家財・収納農機具ごとに30万円までの損害額であれば、加入割合に関係なく、実損害を補償できる特約です。

(ご加入要件として、その棟の建物・家財・収納農機具の合計加入金額が1,000万円以上であること等があります。)

<小損害実損墳補特約の支払い例>

もしも自然災害による損害を受けたら（木造住宅・再取得価額3,000万円）

総合共済の支払例

共済金額(加入金額)
(共済掛金)

事故例(建物の場合)

損害共済金



1,200万円
(35,760円)

風害で屋根が破損

損害額 30万円

11.6万円



1,200万円
(39,290円)



30万円

小損害実損墳補特約をつけたBさんには満額のお支払い

収容農産物補償特約（総合共済限定の特約です。）

総合
共済

総合共済で加入している納屋等に保管されている農産物を補償する特約です。

対象の品目と
補償期間など

- 出荷・販売用の「米・麦・大豆」の3品目
- 1建物・1品目ごとに1口100万円から5口500万円まで加入できます
- 補償の期間は①Aタイプ(1年間の内120日以内)、②Bタイプ(年間を通じて補償)から選択できます



支払対象となる
災害

加入建物に保管中の農産物が総合共済の対象となる災害(p.3参照)を被った場合で、
収容農産物に1事故1万円を超える損害が発生した時

共済金の
計算方法

損害の生じた
数量

農林水産大臣が告示する
農作物の単位当たり共済金額

= 収容農産物
損害共済金

○加入口数を上限に実損害額を
収容農産物損害共済金として
お支払いします。

収容農産物補償特約掛金表（総合共済限定）

補償タイプ・補償金額	1口100万円	2口200万円	3口300万円	4口400万円	5口500万円
Aタイプ(120日以内)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
Bタイプ(1年間)	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

上表は特約部分のみの掛金表です。建物部分の総合共済掛金との合計額が必要です。

費用共済金 p.3およびp.5の損害共済金に加えて、下記の各種費用共済金が支払われます

●残存物取片付け費用共済金(地震・噴火・津波を除く)

残存物の取片付けに要した費用を損害共済金の10%、もしくは実費額のいずれか少ない額をお支払いします。

●失火見舞費用共済金

ご加入の建物が火元となり、隣家が類焼・汚損等を被った場合に、一世帯当たり50万円をお支払いします。但し、1事故につき、加入金額の20%を限度とします。火元が未加入の建物の場合は対象外となります。

●特別費用共済金(地震・噴火・津波を除く)

地震等の事故以外で全損した場合、加入金額の10%(1棟につき200万円を限度)をお支払いします。

●損害防止費用共済金

損害の防止・軽減(消火活動)に要した費用の実費を限度にお支払いします。

●地震火災費用共済金(火災共済のみ)

火災共済にご加入で地震等により火災が発生し、ご加入の建物が半焼以上になったときに加入金額の5%をお支払いします。

●水道管凍結修理費用共済金(R2.4.1より新設)

水ぬれを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用(1共済事故ごとに10万円を限度)を実費でお支払いします。



告知・通知事項があります

告知事項をご確認ください。

告知事項とは、加入申し込みの際に、危険の測定に関する事項（損害発生の可能性に関わる事項）について、告知いただく事項です。（例えば、建物の「用途」や「構造」、「填補範囲」などです。）

※告知事項について、加入者の故意・重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と異なる告知があった場合は、ご契約の解除及び損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

通知事項をご確認ください。

通知事項とは、契約の成立後に、危険増加等に関する事実が発生した場合に、ご加入者に通知していただくものです。建物火災共済約款第22条（総合共済約款第20条）に記載する以下の事項が通知事項ですのでご確認ください。

※通知事項について、加入者が通知を怠った場合は、契約の解除及び損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。

建物共済約款（通知義務）記載の通知事項

- 1 他共済等との契約の締結
- 2 共済目的を譲渡すること
- 3 共済目的を解体すること
- 4 共済事故以外の原因による破損
- 5 共済目的の改築・増築・構造変更、15日以上にわたる修繕
- 6 30日以上にわたって空家・無人とすること
- 7 共済目的を他の場所に移転すること
- 8 共済目的の用途を変更すること
- 9 共済目的について危険が著しく増加すること
- 10 告知事項の内容変更を生じさせる事実が発生したこと



NOSAI からのお願い

加入申込書記載事項に変更が発生した場合、速やかに NOSAI へご連絡ください。

(例)加入名義人が亡くなり、名義人の変更が必要となった。 (例)建物の取り壊し



もしも災害が発生したときは

NOSAIの特長

総合共済

火災共済

建物共済の引受
(ご加入)について

建物の構造

加入目安額、
特約付きの加入のおすすめ

費用共済金、
告知・通知事項

災害が発生したときは、
お支払できない事故

共済事故発生!!



① 事故発生の通知

重要

共済事故が発生した場合、速やかにNOSAIへご連絡ください。

損害を算定するためには、損害の修理、撤去を行う前の現地確認が重要です。事故発生後、速やかにNOSAIへご連絡ください。



② 必要書類の準備・提出

(現地確認時にご説明します)

- 火災の場合：罹災証明書、修理業者の見積書など
- 落雷事故の場合：落雷損害証明書など
(レシートでの共済金請求はできません)
- 自然災害の場合：修理業者の見積書など
- 盗難によるき損、汚損・車の当て逃げの場合は、修理業者の見積書の他に警察に被害届を出し、受理番号を聞いてください。



共済金のお支払い



加入者様にしていただくことは上記2点です。
事故発生連絡の遅れや忘れのないようにお願ひいたします。

お支払できない事故（一部抜粋）

- タバコの火やアイロンによる焦げ
- 風呂の空焚き
- 地震に起因する火災（火災共済の場合）
- 自然災害に起因する物体の飛来（火災共済の場合）
- 冬場の凍結に起因せず、給排水設備のみに生じた損傷
- 給排水設備の水もれの発生日時と場所が特定できない水ぬれ
- 盗まれた品物
- 経年変化による損害（雨漏りなど）
- 損害額が1万円に満たない自然災害
- 凍結（瓦の凍み割れ、すが漏りなど）
- 建物の損害額が再取得価額の5%に満たない地震事故
(家財・収納農機具は70%に満たない場合)



※建物共済重要事項説明書(裏表紙)の「8.共済金が支払えない場合」も併せてご確認ください。

ご契約についての大切なことからを記載していますので、必ずご一読いただき、共済証券とともに大切に保管してください。

お願い

- ※ご契約後に次のようなことが生じたときは、速やかに連絡をお願いします。
- ・火災などや自然災害によって損害が生じたとき
- ・共済の目的である建物を解体するとき
- ・共済の目的を譲渡するとき

- ・共済の目的である建物の用途・構造を変更するとき
- ・共済の目的である建物を引き続き 30 日以上空家にするとき
- ・共済の目的である建物を他の場所に移転するとき
- ・共済証券の記載内容がお申込みいただいた内容と違ったとき

建物火災共済約款

● 第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

(共済目的の範囲)

- 第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物（建物の基礎工事部分、畠、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。）とします。
- 2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。
- (1) 建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
 - (2) 建物に収容されている家具類又は農機具で加入者が所有又は管理する物
 - 3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者（この組合との間に建物共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。）と同じ世帯に属する親族が所有又は管理する家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれます。
 - 4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
 - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車（農機具を除きます。）
 - (2) 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
 - (3) 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨どう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
 - (4) 稿本、設計書、図案、ひな型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - (5) 動物、植物等の生物
 - (6) 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）
 - (7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
 - (8) 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機
 - (9) 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(共済責任期間)

- 第2条 共済責任期間は、1年（建物共済加入申込書において共済責任期間を1年末未満としている場合はその期間）とし、加入者がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
- 2 前項の規定にかかわらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
- 3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金（損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- 4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

● 第2章 共済金を支払う場合

(損害共済金を支払う場合)

- 第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済賠額（事故が発生した場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済賠額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。
- (1) 火災
 - (2) 落雷
 - (3) 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。）
 - (4) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。）の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。）の事故による損害は除きます。
 - (5) 建物内部での車両及びその積載物の衝突及び接触。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
 - (6) 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
 - (7) 盗難（強盗、窃盗又はこれら未遂をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に発生したき損又は汚損
 - (8) 騒乱及びこれに類似する暴力行為又は破壊行為

(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)

- 第4条 この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用共済金を支払います。
- （地震火災費用共済金を支払う場合）**
- 第5条 この組合は、この約款に従い、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接又は間接の原因とする火災によって共済目的である建物又は家具類若しくは農機具が損害（消防又は避難に必要な処置によって発生した損害は除きます。以下この条において同様とします。）を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当するときには、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用共済金を支払います。
- (1) 共済目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が当該建物の共済賠額の20%以上又は建物の焼失した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の20%以上となったときをいいます。）
 - (2) 共済目的に家具類又は農機具が含まれる場合には、当該家具類若しくは農機具を収容する建物が半焼以上又は建物に収容される全ての家具類若しくは農機具が全焼となったとき（家具類又は農機具の火災による損害の額が当該家具類又は農機具の共済賠額の80%以上となったときをいいます。）

(特別費用共済金を支払う場合)

- 第6条 この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合（共済賠額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様とします。）が80%以上となったために特別に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

(損害防止費用共済金を支払う場合)

- 第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第36条（損害防止義務）第2項の規定により第3条（損害共済金を支払う場合）の損害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）を負担した場合において、次の各号に掲げる費用（その費用に係る物の損害について、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害として填補される部分を除きます。）に対して、損害防止費用共済金を支払います。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
 - (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用又は再取得費用
 - (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。）

(失火見舞費用共済金を支払う場合)

- 第8条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者（他人が所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）が所有する物（その物が動産であるときは、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。）について滅失、き損又は汚損が発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合を除きます。
- (1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みます。）において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、破裂又は爆発である場合
 - (2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、煙損害又は臭氣付着による損害である場合

(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)

- 第9条 この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損（第3条6号による損害により共済金を支払う場合及びバッキングのみに生じた損害を除きます。）に伴い当該専用水道管の復旧に要する費用（以下「水道管凍結修理費用」といいます。）に対して、水道管凍結修理費用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。

● 第3章 共済金の支払額

(損害共済金の支払額)

- 第10条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済賠額によって定めます。
- 2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済賠額を超えるときは、共済賠額に相当する金額とします。）とします。

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額(共済金額を限度とします。)
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (共済金額を限度とします。)

3 加入者が故意又は重大な過失によって第36条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとし、この組合が決定します。

(残存物取片付け費用共済金の支払額)

第11条 この組合は、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金の10%に相当する額を限度として残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用共済金として支払います。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(地震火災費用共済金の支払額)

第12条 この組合は、1回の事故につき、1建物ごとに共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。)の5%に相当する額を地震火災費用共済金として支払います。

2 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の事故とみなします。

(特別費用共済金の支払額)

第13条 この組合は、共済金額共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。)の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(損害防止費用共済金の支払額)

第14条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、損害防止費用の額を限度とします。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \frac{\text{損害防止費用の額} \times \text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$$

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(失火見舞費用共済金の支払額)

第15条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の損害が発生した世帯又は法人(以下「被災世帯」といいます。)の数に1被災世帯あたりの支払額(50万円)を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。)の20%に相当する額を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(水道管凍結修理費用共済金の支払額)

第16条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、1共済事故ごとに、10万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

第17条 共済目について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第10条(損害共済金の支払額)から第16条(水道管凍結修理費用共済金の支払額)までの規定により算出した共済金を支払います。

2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払うべき共済金の額は、別表に掲げる支払限度額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

● 第4章 共済金を支払わない場合 ●

(共済金を支払わない損害)

第18条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によつて発生した損害。ただし、第44条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によつて発生した損害。

(2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によつて発生した損害(その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。)

(3) 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によつて発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。ただし、第44条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によつて発生した損害。

(4) 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故の際ににおける共済目的の紛失又は盗難

(5) 共済目的の性質又は欠陥によつて発生した損害

2 この組合は、次に掲げる事由(後に掲げる事由によって発生した第3条(損害共済金を支払う場合)の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。)に対しては、共済金を支払いません。

(1) 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

(2) 地震等。ただし、第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の地震火災費用共済金を支払う場合については、この限りではありません。

(3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

(共済金を支払わない場合)

第19条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

(1) 加入者が第35条(損害発生の場合の手続)第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

(2) 加入者が正当な理由がないのに第35条(損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合

(3) 加入者が第36条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった場合

(4) 第24条(重大事由による解除)第1項により解除した場合

(5) 加入者が共済金の支払請求手続を行ふことができる時から3年間行使しない場合

(6) 第31条(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

● 第5章 告知義務・通知義務等 ●

(告知義務)

第20条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

第21条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

(1) 前項の告げなかつた事実又は告げた不実のことがなくなつた場合

(2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかつた場合

(3) 加入者が第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出で、この組合がこれを承認した場合

(4) この組合が解除の原因を知つた時(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時)から1ヶ月を経過した場合

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第27条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずして発生した損害については、この組合は共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(通知義務)

第22条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知つた後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

(1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること

(2) 共済目的を譲渡すること

(3) 共済目的を解体すること

(4) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)、第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)又は第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の事故以外の原因により破損したこと

(5) 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたって修繕すること

(6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること

- (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
- (8) 共済目的の用途を変更すること
- (9) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (10) 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害(ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。)については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くなかったときは、この限りではありません。
- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合(前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。)には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
- 4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(危険増加による解除)

第23条 この組合は、前条(通知義務)第1項各号の事実の発生により危険増加(填補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、建物火災共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。)が生じたときに、同項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1ヶ月経過したときに消滅します。

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第27条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(重大事由による解除)

第24条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。

(1) 加入者(共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。)が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させようとした場合

(2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合

(3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第27条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。

3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済目的の調査)

第25条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

(共済目的の調査拒否による解除)

第26条 加入者が相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1ヶ月以内に行使しないときは消滅します。

3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済関係の解除の効力)

第27条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

(共済関係の失効)

第28条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。

(1) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故以外の原因によって滅失したこと

(2) 共済目的が第18条(共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと

(3) 共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第43条(共済関係の承継)第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。

(超過共済による共済金額の減額)

第29条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。

2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金等の追加返還等

(危険の減少の場合)

第30条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第31条 第20条(告知義務)、第22条(通知義務)第1項又は第43条(共済関係の承継)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追加額	払戻額
1 加入者が第3条(損害共済金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書の記載事項について更生の申出をし、組合がこれを承認する場合	共済金額に記載事項の更生後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更生後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人が共済関係の承継の承諾申請をし、組合がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

(共済掛金の返還一解除の場合)

第32条 第21条(告知義務違反による解除)第1項、第24条(重大事由による解除)第1項又は第35条(損害発生の場合の手続)第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。

2 第22条(通知義務)第3項、第23条(危険増加による解除)第1項又は第26条(共済目的の調査拒否による解除)第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返還額
1 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責めに帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に既経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

1の既経過月数に応じた係数

既経過共済責任期間(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数(%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0

(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

3 第22条(通知義務)第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

4 第22条(通知義務)第3項、第23条(危険増加による解除)第1項及び第26条(共済目的の調査拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

5 第22条(通知義務)第3項、第23条(危険増加による解除)第1項及び第26条(共済目的の調査拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還一失効の場合)
第33条 第28条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合)
第34条 この組合は、第29条(超過共済による共済金額の減額)第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
2 この組合は、第29条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

● 第8章 損害の発生 ●

(損害発生の場合の手続)

第35条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
2 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。
4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

第36条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠ってはなりません。
2 加入者は、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故若しくは第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故及び第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(残存物)

第37条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りではありません。
2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(評価人及び審判人)

第38条 共済額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。
2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

(第三者に対する権利の取得)

第39条 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利(以下この条において「加入者債権」といいます。)について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。
(1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
(2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。
3 第37条(残存物)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

第40条 この組合は、加入者が第35条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確 認 事 項	詳 細
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものとの有無及び内容等

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日から次に掲げる日数(照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうちの最長の日数とします。)が経過する日までに、共済金を支払います。

特 別 な 照 会 又 は 調 査 の 内 容	日 数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第205号)その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査(地震火災費用共済金についての調査に限ります。)	365日

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

(共済金支払後の共済関係)

第41条 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故による共済目的の損害割合が80%以上となったときは、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します。
2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。
3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

● 第9章 その他 ●

(共済関係の継続)

第42条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第20条(告知義務)の規定を適用します。
2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

(共済関係の承継)

第43条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人の他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。
2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。
3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時)からその効力を生じます。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第44条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。
2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接この組合に共済金の支払を請求することができます。
3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。
4 共済金の支払を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は損害賠償請求権に関して差し押さえることができます。
5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に共済金を支払います。

(準拠法)

第45条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和22年法律第185号)、同法施行令(平成29年政令第263号)、同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害認定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第659号)、この組合の定款及び事業規程によります。

(約款の変更を行う場合の対応)
第46条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を組合の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

第17条第2項の共済金の種類別の支払限度額

共済金の種類	支払限度額
1 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金	損害の額(他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額)
2 第4条(残存物取付費用共済金を支払う場合)の残存物取付費用共済金	残存物取付費用の額
3 第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の地震火災費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに共済価額に5%(他の重複契約関係に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
4 第6条(特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円(他の重複契約関係に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)
5 第7条(損害防止費用共済金を支払う場合)の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額
6 第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき50万円(他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が50万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
7 第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の水道管凍結修理費用共済金	水道管凍結修理費用の額

建物総合共済約款

● 第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間 ●

(共済目的の範囲)

第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物(建物の基礎工事部分、畠、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。)とします。

2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。

- (1) 建物に附属する門、垣、堀その他の工作物
- (2) 建物に収容されている家具類又は農機具で加入者が所有又は管理する物
- 3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者(この組合との間に建物共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。)と同じ世帯に属する親族が所有又は管理する家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれます。
- 4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
 - (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車(農機具を除きます。)
 - (2) 通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
 - (3) 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨董品、彫刻物その他の美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
 - (4) 稿本、設計書、図案、ひな型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - (5) 動物、植物等の生物
 - (6) 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具は除きます。)
 - (7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
 - (8) 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)及び航空機
 - (9) 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(共済責任期間)

第2条 共済責任期間は、1年(建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間)とし、加入者がこの組合に共済掛金等(共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。)を払い込んだ日(第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日)の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の規定にかかわらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。

3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金(損害共済金、残存物取付費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。

4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

● 第2章 共済金を支払う場合 ●

(損害共済金を支払う場合)

第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額(事故が発生した場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。)の減少(以下「損害」といいます。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。)に対して損害共済金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂又は爆発(気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。)
- (4) 建物の外部からの物体(雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。)の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (5) 建物内部での車両及びその積載物の衝突及び接触。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (6) 給排水設備(スプリンクラー設備及び装置を含みます。)に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (7) 盗難(強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって共済目的に発生したき損又は汚損
- (8) 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為
- 2 この組合は、この約款に従い、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。)によって共済目的に生じた共済価額の減少(防災又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。)に対して、損害共済金を支払います。
- 3 前項の地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による損害には、次のものを含みます。
 - (1) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
 - (2) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
 - (3) 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

(残存物取付費用共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、前条(損害共済金を支払う場合)の損害(地震等による損害を除きます。)を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用(以下「残存物取付費用」といいます。)に対して、残存物取付費用共済金を支払います。

(特別費用共済金を支払う場合)

第5条 この組合は、この約款に従い、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害(地震等による損害を除きます。)を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合(共済価額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様とします。)が80%以上となったために特別に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

(損害防止費用共済金を支払う場合)

第6条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第34条(損害防止義務)第2項の規定により第3条(損害共済金を支払う場合)の損害の防止又は軽減のために必要な費用(以下「損害防止軽減費用」といいます。)を負担した場合において、次の各号に掲げる費用(その費用に係る物の損害について、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害として填補される部分を除きます。)に対して、損害防止費用共済金を支払います。

- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等(水を含みます。)の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用又は再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。)

(失火見舞費用共済金を支払う場合)

第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者(他人が所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。)が所有する物(その物が動産であるときは、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。)について滅失、き損又は汚損が発生した場合に、それによって生じた見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合を除きます。

- (1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共有部分を含みます。)において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、破裂又は爆発である場合
- (2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、煙損害又は臭氣付着による損害である場合

(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)

第8条 この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損(第3条6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。)に伴い当該専用水道管の復旧に要する費用(以下「水道管凍結修理費用」といいます。)に対して、水道管凍結修理費用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。

第3章 共済金の支払額

(損害共済金の支払額)

第9条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。

2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）とします。

（1）第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

（2）第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震等による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	（損害の額 - 共済価額の5%に相当する額又は10,000円のいずれか低い額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

（3）第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

損害共済金の額	
	損害の額 × $\frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{共済価額}}$
損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。）の額と家具類及び農機具に係る損害（家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。）の額の合計額とします。	

3 加入者が故意又は重大な過失によって第34条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとしこの組合が決定します。

（残存物取片付け費用共済金の支払額）

第10条 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10%に相当する額を限度として残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用共済金として支払います。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（特別費用共済金の支払額）

第11条 この組合は、共済金額共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（損害防止費用共済金の支払額）

第12条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限度とします。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \text{損害防止軽減費用の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$$

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（失火見舞費用共済金の支払額）

第13条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第7条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（50万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。）の20%に相当する額を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（水道管凍結修理費用共済金の支払額）

第14条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、1共済事故ごとに、10万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（他の保険契約等がある場合の共済金の支払額）

第15条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害又は第4条（残存物取片付け費用共済金を支払う場合）から第8条（水道管凍結修理費用共済金を支払う場合）までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合であっても、第9条（損害共済金の支払額）から第14条（水道管凍結修理費用共済金の支払額）までの規定により算出した共済金を支払います。

2 前項の規定により支払うことなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払うべき共済金の額は、当該支払限度額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

第4章 共済金を支払わない場合

（共済金を支払わない損害）

第16条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

（1）加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

（2）加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）

（3）加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

（4）第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の際ににおける共済目的の紛失又は盗難

（5）共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

2 この組合は、次に掲げる事由（次に掲げる事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。）に対しては、共済金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

（共済金を支払わない場合）

第17条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

（1）加入者が第33条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

（2）加入者が正当な理由がないのに第33条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合

（3）加入者が第34条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合

（4）第22条（重大事由による解除）第1項により解除した場合

（5）加入者が共済金の支払請求手続を行ふことができる時から3年間行使しない場合

（6）第29条（告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

第5章 告知義務・通知義務等

（告知義務）

第18条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

（告知義務違反による解除）

第19条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

（1）前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなつた場合

- (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
 (3) 加入者が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
 (4) この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができる場合には、解除の通知ができる時）から1ヶ月を経過した場合
 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づきずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。
 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（通知義務）

- 第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
 - (2) 共済目的を譲渡すること
 - (3) 共済目的を解体すること
 - (4) 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第8条（水道管凍結修理費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと
 - (5) 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたって修繕すること
 - (6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること
 - (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
 - (8) 共済目的の用途を変更すること
 - (9) 共済目的について危険が著しく増加すること
 - (10) 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等より高くなかったときは、この限りではありません。
- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときは除き、共済関係を解除することができます。
- 4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したとのみみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（危険増加による解除）

- 第21条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（填補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、建物総合共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が生じたときに、同項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1ヶ月経過したときに消滅します。
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（重大事由による解除）

- 第22条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
- (1) 加入者（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
 - (2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - (3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- 3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済目的の調査）

- 第23条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。
- （共済目的の調査拒否による解除）

- 第24条 加入者が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1ヶ月以内に行使しないときは消滅します。
- 3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（共済関係の解除の効力）

- 第25条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

● 第6章 共済関係の失効等 ●

（共済関係の失効）

- 第26条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。
- (1) 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
 - (2) 共済目的が第16条（共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと
 - (3) 共済目的が解体されたこと
- 2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第41条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。

（超過共済による共済金額の減額）

- 第27条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。
- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

● 第7章 共済掛金等の追加返還等 ●

（危険の減少の場合）

- 第28条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
- 2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合）

- 第29条 第18条（告知義務）、第20条（通知義務）第1項又は第41条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追加額	払戻額
1 加入者が第3条（損害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書の記載事項について更生の申出をし、組合がこれを承認する場合	共済金額に記載事項の更生後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更生後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金等の額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人が共済関係の承継の承諾申請をし、組合がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

（共済掛金の返還一解除の場合）

- 第30条 第19条（告知義務違反による解除）第1項、第22条（重大事由による解除）第1項又は第33条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。

- 2 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項又は第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返還額
1 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責めに帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に既経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

1の既経過月数に応じた係数

既経過共済責任期間(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数(%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0

(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

3 第20条(通知義務) 第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

4 第20条(通知義務) 第3項、第21条(危険増加による解除) 第1項及び第24条(共済目的の調査拒否による解除) 第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

5 第20条(通知義務) 第3項、第21条(危険増加による解除) 第1項及び第24条(共済目的の調査拒否による解除) 第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還一失効の場合)

第31条 第26条(共済関係の失効) の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合)

第32条 この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額) 第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2 この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額) 第2項により、共済金額の減額を行なう場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

● 第8章 損害の発生 ●

(損害発生の場合の手続)

第33条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

2 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合) の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。

3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。

4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書類による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

第34条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠ってはなりません。

2 加入者は、第3条(損害共済金を支払う場合) の事故及び第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合) の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(残存物)

第35条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りではありません。

2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要請による必要な行為のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(評価人及び審判人)

第36条 共済金額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。

2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

(第三者に対する権利の取得)

第37条 第3条(損害共済金を支払う場合) の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利(以下この条において「加入者債権」といいます)について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。

(1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額

(2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 第35条(残存物) 第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

第38条 この組合は、加入者が第33条(損害発生の場合の手続) の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確認事項	詳細
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したもののが有無及び内容等

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日から次に掲げる日数(照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。)が経過する日までに、共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第205号)その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査(地震等による損害が生じた場合に支払う共済金についての調査に限ります。)	365日

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

(共済金支払後の共済関係)

第39条 第3条(損害共済金を支払う場合) の事故による共済目的の損害割合が80%以上となったときは、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します。

2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

● 第9章 その他 ●

(共済関係の継続)

第40条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第18条(告知義務)の規定を適用します。

2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

(共済関係の承継)

第41条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人の他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生じます。

（他人の所有する物を建物共済に付した場合）

第42条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。

2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接この組合に共済金の支払を請求することができます。

3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。

4 共済金の支払を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は損害賠償請求権に関して差し押さえることができます。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に共済金を支払います。

（準拠法）

第43条 この約款に規定のない事項については、農業保険法（昭和22年法律第185号）、同法施行令（平成29年政令第263号）、同法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）、任意共済損害認定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第6593号）並びに、この組合の定款及び事業規程によります。

（約款の変更を行う場合の対応）

第44条 この組合は、乙の約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を組合の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

第15条第2項の共済金の種類別の支払限度額

共済金の種類	支払限度額
1 第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金	損害の額（他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額）
2 第4条（残存物取片付け費用共済金を支払う場合）の残存物取片付け費用共済金	残存物取片付け費用の額
3 第5条（特別費用共済金を支払う場合）の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円（他の重複契約関係に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
4 第6条（損害防止費用共済金を支払う場合）の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額
5 第7条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の失火見舞費用共済金	1回の事故につき50万円（他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が50万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じて得た額
6 第8条（水道管凍結修理費用共済金を支払う場合）の水道管凍結修理費用共済金	水道管凍結修理費用の額

新価特約条項

（この特約条項が適用される範囲）

第1条 この特約条項は、建物火災共済約款第1条（共済目的の範囲）又は建物総合共済約款第1条（共済目的の範囲）に掲げる共済目的であって、その減価割合（再取得価額から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいいます。以下同様とします。）が100分の50以下であるものに適用されます。

2 再取得価額とは、共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するに要する額をいいます。

（損害共済金を支払うべき損害の額）

第2条 この特約により、この組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が発生した地及び時ににおけるこの特約に係る共済目的の再取得価額によって定めます。

（共済金額の減額及び新価特約の解除）

第3条 この組合は、この特約に係る共済目的たる建物が、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項若しくは第2項の事故以外の原因により損害が発生した場合において、その建物の減価割合が100分の50を超えた場合には、新価特約を解除するものとします。この場合において、新価特約を解除した共済関係の共済金額が共済価額を超えるときは、共済金額をその共済価額に相当する金額に減額するものとします。

2 この組合は、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に対応する共済掛金（臨時費用担保特約が付されているときには、その特約共済掛金を含みます。）のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

3 第1項の規定による新価特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

（損害共済金の支払額）

第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかるとおり、次の各号の表の額（表中の共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。）を支払います。

（1）建物火災共済の場合

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

（2）建物総合共済の場合

① 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

② 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	（第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額-再取得価額の5%に相当する額又は10,000円のいずれか低い額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$

③ 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額× $\frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{再取得価額}}$

この場合の損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。）の額と家具類及び農機具に係る損害（家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。）の額の合計額とします。

（準用規定）

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。この場合において、建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定中「共済価額」とあるのを「共済目的の再取得価額」と読み替えるものとします。

小損害実損填補特約条項

（この特約の締結）

第1条 この特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申込み、この組合がこれを承諾した場合に締結します。

2 この特約は、共済金額が1,000万円以上である建物火災共済又は建物総合共済の共済関係に付すことができます。

3 この特約は、前項に規定するもののほか、建物火災共済及び建物総合共済（共済目的及び共済責任期間が同一であるものに限ります。）の共済金額の合計が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済のいずれかに付すことができます。

（小損害実損填補特約の解除）

第2条 この組合は、建物火災共済約款第29条（超過共済による共済金額の減額）又は建物総合共済約款第27条（超過共済による共済金額の減額）により共済金額を減額したことにより、建物共済の共済関係が、この特約を付すことができるものに該当しなくなつたときは、この特約を解除します。

2 この組合は、前項の規定によりこの特約を解除した場合は、この特約に対応する共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

3 第1項の規定による小損害実損墳補特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所宛ての書面による通知をもって行います。

(損害共済金の支払額)

第3条 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が30万円以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。

2 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が30万円を超える場合であつて、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定により算出した損害共済金が30万円に満たないときは、損害共済金として、これらの規定にかかわらず、30万円を支払います。

3 共済事故が自然災害であつて、損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、損害共済金は支払いません。

(準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。

臨時費用担保特約条項

(組合の支払責任)

第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項若しくは第2項（地震等を除きます。）の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、損害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。

2 この組合は、第4項に規定する者が、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。）し、被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被ったときは、前項の臨時費用共済金のほか、その死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金（以下「死亡・後遺障害費用共済金」といいます。）を加入者に支払います。ただし、加入者が死亡した場合には、その法定相続人に支払います。

3 前項ただし書きの規定により死亡・後遺障害費用共済金を加入者の法定相続人に支払う場合であつて、その法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は、法定相続分の割合とします。

- 4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとします。
- (1) 加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
 - (2) 加入者及び共済目的の所有者の親族
 - (3) 加入者及び共済目的の所有者の使用者
 - (4) 共済証券記載の建物に居住している者

(臨時費用共済金の支払額)

第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の損害共済金の額に10%、20%又は30%のうち加入者が選択した割合を乗じて得た金額とします。ただし、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。

2 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき重複契約関係がある場合であつても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。

3 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円（他の重複契約関係に限度額が250万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額（以下この項において「支払限度額」といいます。））を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

4 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定をそれぞれに適用します。

(死亡・後遺障害費用共済金の支払額)

第3条 この組合が支払う死亡・後遺障害費用共済金の額は、死亡又は後遺障害者1名ごとに共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）の30%に相当する金額とします。ただし、1回の共済事故につき1名ごとに200万円を限度とします。

2 この特約を付した建物火災共済又は建物総合共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第1条（組合の支払責任）第2項の死亡・後遺障害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係に係る死亡・後遺障害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに200万円を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を死亡・後遺障害費用共済金として支払います。

$$\frac{\text{この共済関係に係る支払い責任額}}{200\text{万円} \times \text{それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額}} = \text{第1条（組合の支払責任）} \quad \text{第2項の死亡・後遺障害費用共済金の額}$$

(死亡・後遺障害費用共済金を支払わない場合)

第4条 建物火災共済約款第18条（共済金を支払わない損害）及び第19条（共済金を支払わない場合）又は建物総合共済約款第16条（共済金を支払わない損害）及び第17条（共済金を支払わない場合）の規定により、共済金が支払われない場合は、死亡・後遺障害費用共済金を支払いません。

(死亡又は後遺障害発生の通知)

第5条 加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故によって損害が発生し、第1条（組合の支払責任）第4項に規定する者が死亡又は後遺障害を被った場合は、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。

後遺障害の基準

1両眼の視力が0.02以下になったもの	7両下肢を足関節以上で失ったもの
21眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	8両下肢の用を全廃したもの
3そしゃくの機能を廃したもの	9精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4言語の機能を廃したもの	10神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
5両上肢の用を全廃したもの	11胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
6両手の手指の全部を失ったもの	

収容農産物補償特約条項

(組合の支払責任)

第1条 この組合は、この特約に従い、この特約に係る共済目的が損害を受けた場合において、その損害に対して共済金（以下「収容農産物損害共済金」といいます。）を支払います。

(この特約に係る共済目的)

第2条 この特約に係る共済目的は、建物総合共済の共済目的である建物に収容される次のいずれかの農産物（出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの及び乾燥・調製等の作業中のものを含みます。以下「収容農産物」といいます。）のうち、加入者が申し出たものとします。

- (1) 米穀
- (2) 麦
- (3) 大豆

(この特約に係る共済責任期間)

第3条 この特約に係る共済責任期間は、次のいずれかの期間のうち、加入者が申し出たものとし、共済責任期間の開始日の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

- (1) Aタイプ 加入者が申し出た開始日から末日までの120日以下の期間（複数の期間であつて、それぞれの期間の日数の合計が120日以下のものも含みます。）
- (2) Bタイプ 建物総合共済約款第2条（共済責任期間）第2条第1項の共済責任期間と同一の期間

(収容農産物損害共済金の支払額)

第4条 この組合が支払う収容農産物損害共済金の額は、建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）の事故によって共済目的に生じた損害の額に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金の額の合計は、100万円以上500万円以下の範囲内で100万円を単位として加入者が申し出た金額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

2 共済事故が地震等である場合は、収容農産物損害共済金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の損害の額の30%に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金のうち、地震等により支払うものの金額の合計は、支払限度額の30%に相当する金額とします。

3 第1項の損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金は支払いません。

4 加入者が故意又は重大な過失によって建物総合共済約款第34条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる金額を差し引いて得た金額を損害の額とみなします。

(共済掛金の返還・失効の場合)

第5条 建物総合共済約款第26条（共済関係の失効）の規定によりこの特約が付された建物総合共済の共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済金支払後の特約条項)

第6条 収容農産物損害共済金の合計額が支払限度額に達したとき、この特約は消滅します。

(準用規定)

第7条 この特約条項には、建物総合共済約款第15条（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）から第25条（共済関係の解除の効力）まで、第30条（共済掛金の返還・解除の場合）、第33条（損害発生の場合の手続）から第38条（共済金の支払時期）まで、第40条（共済関係の継続）から第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）まで及び第43条（準拠法）の規定を準用します。

建物共済重要事項説明書

この説明書は、建物共済への加入に当たり、加入される皆さまにあらかじめご承知いただきたい契約上の重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）を整理したものです。加入申込みの際にご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、NOSAIにお問い合わせ願います。また、詳細については「約款の頁」をご覧ください。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して共済加入者にとって不利益になる事項、特に注意いただきたい事項

1 契約前におけるご確認事項

1. 建物共済の加入資格者 契約概要

建物共済の加入資格を有する方は、次の各号のいずれかに該当する方で、組合の区域内に住所を有する方とします。

- (1) 水稻又は麦につき耕作の業務を営む方（合計耕作面積 10 a以上）
- (2) 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む方
- (3) もも又はぶどうにつき栽培の業務を営む方（栽培面積各 5 a以上）
- (4) 黒大豆、白大豆又は種ばれいしょにつき栽培の業務を営む方（栽培面積各 5 a以上）
- (5) ビニールハウス又はガラス室を所有し又は管理する方で農業を営む方
- (6) 建物又は農機具を所有する方で農業に従事する方

2. 加入申込みと契約の成立 契約概要 注意喚起情報

建物共済の契約は、加入資格者が所有または管理する建物を加入申込書に必要事項を記入し、告知事項・通知事項をご確認の上、申込み、NOSAIが加入承諾したときに成立します。

加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いします。

記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金が支払えなくなる場合があります。また、共済責任期間内に変更があった場合には遅滞なくNOSAIにお申し出ください。

3. 共済責任の開始及び共済責任期間 契約概要 注意喚起情報

建物共済に係る共済責任は、加入者から掛金をNOSAIに納められた日の午後4時から開始しますが、掛金を納入されても共済責任の開始を加入申込書に指定された場合は、その日の午後4時からの開始となります。また、契約に基づいて補償する期間は、共済責任開始日の午後4時から原則1年間です。

4. 共済掛金等の決定の仕組みと払込方法等 契約概要

共済掛金等は、共済金額・建物の用途・構造・付帯する特約などによって決まります。

詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

共済掛金等の払込方法は、口座振替・現金振込の方法があります。加入申込みの際にお申し出ください。

5. 共済事故 契約概要 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は次のとおりとなっています。

(1) 建物火災共済

火灾、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の衝突等、建物内部での車両の衝突、給排水設備に生じた事故等による水漏れ（自然災害による損害は除きます。）、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱等による破壊行為（以下これらを総称して「火災等の事故」といいます。）

(2) 建物総合共済

①建物火災共済である火災等の事故

②台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらとの事故に類する自然現象による損害（以下これらを総称して「自然災害」といいます。）

③地震・噴火・津波（以下「地震等の事故」といいます。）

6. 共済金の算定 契約概要 注意喚起情報

共済金は、損害の額を基に建物・家具類・農機具（以下「建物等」といいます。）の評価額に対する共済金額の割合で算定します。

ただし、自然災害及び地震等による事故は建物総合共済への加入が必要です。また、地震等による事故の共済金の算定は、共済金額に一律50%を乗することになっています。

7. 他の共済加入等がある場合の共済金支払い 契約概要 注意喚起情報

加入した建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約がある場合は共済約款に定める方法により共済金を支払います。

8. 共済金が支払えない場合 契約概要 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済をお支払いできません。

(1) 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失による損害

(2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害

(3) 加入者以外の者が共済金を受け取るときは、その者の故意又は重大な過失による損害

(4) 共済事故発生の際の加入物件の紛失又は盗難による損害

(5) 加入した建物等の性質又は欠陥による損害

(6) 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害

- (7) 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- (8) 加入者が損害発生の通知を怠り、又は故意・重大な過失によって事実に反する通知をしたとき
- (9) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- (10) 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- (11) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (12) 加入者が共済金の支払請求手続きを行使することができる時から3年間行使しないとき

9. 満期返戻金・配当金 契約概要

この共済には満期返戻金・配当金はありません。

2 契約前におけるご確認事項

10. 告知義務（加入申込書記載上の注意事項） 注意喚起情報

加入者には、加入時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。告知事項が事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできない場合がありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

- (1) 加入した建物の用途、構造、延床面積、填縫範囲、有業期間、設備（動力・電力等）、所在地
- (2) 加入した建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約

3 契約後におけるご注意事項

11. 通知義務等 注意喚起情報

通知義務

加入申込書に記載された内容のうち変更・訂正があった場合及び下記に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIに通知ください。通知がない場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- (1) 加入した建物等と補償内容を同じくする他共済・保険に加入をしたとき
- (2) 加入した建物等を譲渡・解体するとき
- (3) 加入した建物等が共済事故以外の原因によって破損をしたとき
- (4) 加入した建物を増改築、構造の変更をしたとき
- (5) 加入した建物等の用途を変更するとき
- (6) 加入した建物等についての危険が著しく増加したとき

損害発生の通知及び調査への協力

加入した建物等に損害が発生したときは、遅滞なく事故発生の通知をお願いします。また、加入者は、罹災物件の現場保存を行い、調査人による調査にご協力願います。

損害防止の義務

加入者は、加入した建物等についての通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努力を怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。

その他ご留意いただきたいこと

12. 加入者の重大事由による解除 注意喚起情報

次のことがあった場合は、加入を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと

13. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

・加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供充実を行うために利用します。

・他の共済・保険との支分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

14. その他の事項 注意喚起情報

岡山県農業共済組合が何らかの事由により解散せざるを得ない状況になった時、農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金を加入者に払い戻すことになります。この場合には、財務状況によっては払戻金を削減しなければならない可能性がありますが、岡山県農業共済組合では万が一の払戻金に備えて資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行って加入者の保護措置を講じています。

☆NOSAI岡山の収支状況については、ホームページをご覧下さい。NOSAI岡山ホームページ <http://www.ok-nosai.or.jp/>

お問い合わせ・お申し込みはお近くのNOSAIまでお願いします。

岡山支所 TEL.(086)277-5511

〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2

東備支所 TEL.(0869)92-0404

〒709-0451 和気郡和気町和気438番地10

倉敷支所 TEL.(086)430-1717

〒710-0052 倉敷市美和1丁目13番33号

井笠支所 TEL.(0866)83-2600

〒714-1201 小田郡矢掛町矢掛2979番地1

高梁支所 TEL.(0866)21-0350

〒716-0045 高梁市落合町近似267番地29

新見支所 TEL.(0867)72-4455

〒718-0017 新見市西方423番地6

真庭支所 TEL.(0867)44-5520

〒717-0023 真庭市江川794番地1

津山支所 TEL.(0868)36-7730

〒708-1205 津山市新野東567番地

勝英支所 TEL.(0868)38-1240

〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田201番地

本所(資産共済課) TEL.(086)277-5554

〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2



NOSAIには「農機具損害共済」もございます。詳しくはお近くのNOSAIへご連絡ください。